

1. 議事日程

(平成18年第3回安芸高田市議会9月定例会第20日目)

平成18年10月2日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号 平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定について
- 日程第3 議案第93号 字の区域の変更について【長瀬川地区直会工区】
- 日程第4 議案第94号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例
- 日程第5 議案第95号 安芸高田市水道事業債減債基金条例
- 日程第6 議案第90号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第96号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第8 請願第2号 高金引き下げに関する請願について
- 日程第9 議案第91号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第92号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第11 議案第106号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第107号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第13 「障害者の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願」に関する閉会中の継続審査の件について
- 日程第14 発議第4号 高金利引き下げに関する意見書について
- 日程第15 発議第5号 時期定数改正計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について
- 日程第16 発議第6号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について

日程第17 閉会中の継続審査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸
5番	小 野 剛 世	6番	川 角 一 郎
7番	塚 本 近	8番	赤 川 三 郎
9番	松 村 ユ キ ミ	10番	熊 高 昌 三
11番	青 原 敏 治	12番	金 行 哲 昭
13番	杉 原 洋	14番	入 本 和 男
15番	山 本 三 郎	16番	今 村 義 照
17番	玉 川 祐 光	18番	岡 田 正 信
19番	渡 辺 義 則	20番	亀 岡 等
21番	藤 井 昌 之	22番	松 浦 利 貞

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

15番	山 本 三 郎	16番	今 村 義 照
-----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (18名)

市 長	児 玉 更 太 郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 部 長	新 川 文 雄
自治振興部長	田 丸 孝 二	市 民 部 長	杉 山 俊 之
福祉保健部長兼 福祉事務所長	廣 政 克 行	財 政 課 長	垣 野 内 壯
建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄	教 育 長	佐 藤 勝

教 育 次 長 沖 野 清 治 消 防 長 竹 川 信 明
八千代支所長 平 下 和 夫 美土里支所長 立 川 堯 彦
高 宮 支 所 長 猪 掛 智 則 甲 田 支 所 長 宍 戸 邦 夫
向 原 支 所 長 益 田 博 志 総 務 課 長 高 杉 和 義

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長 増 本 義 宣 議 事 調 査 係 長 児 玉 竹 丸
書 記 国 岡 浩 祐 書 記 倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 松浦議長 おはようございます。  
時間が参りました。  
ただいまの出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
15番、山本三郎君、16番、今村義照君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~
- 松浦議長 ここで、本定例会一般質問における教育長答弁の中に誤りがあった
ので訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許します。
教育長 佐藤勝君。

- 佐藤教育長 9月の定例議会の最終日議会にあたりまして、去る9月20日の明
木一悦議員の一般質問の答弁の中で、私の答弁に間違いがありました
ので、ここに答弁の訂正をお願いいたしますとともに、お詫びを申し
上げます。

具体的な訂正の内容でございますが、明木議員の図書館整備にあた
っての再質問に対しまして答弁の中で、選書委員はすべて司書資格が
あるとお答えしましたが、後刻間違いがあることに気づきましたので、
選書委員のうち図書館協議会委員以外は司書資格を有しているに訂正
させていただきたく、お願いするものでございます。なお、司書の資
格を有しているのは4名でございます。

議員の皆様には誤った答弁を申し上げ、多大なご迷惑をおかけしま
したことを深くお詫び申し上げます。今後十分注意してまいりますの
でよろしく願い申し上げます。

【訂正については、P161に括弧書きで記載】

- 松浦議長 以上で訂正の発言を終了いたします。
なお、本訂正は答弁内容の訂正でありますので、議長として質問者
の改めての質問を許可いたします。

明木議員、質問はございませんか。

- 明木議員 ありません。

- 松浦議長 以上で答弁を終わります。

質問がないようですので、続いて本日の会議の運営について、9月
28日に議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、そ
の結果について議会運営委員長 青原敏治君の報告を求めます。

- 青原委員長 去る9月28日、議会運営委員会を開催し、本定例会の運営につい
て協議いたしましたので報告いたします。

先の災害対応に関わって、執行部から補正予算議案が一件提出されました。協議の結果、本日上程することを申し合わせました。また、各常任委員会で審査された請願、陳情書の内3件が、それぞれ意見書としてまとめられ、本日、発議上程されます。

以上、報告を終わります。

○松浦議長 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 認定第1号 平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定について

日程第3 議案第93号 字の区域の変更について【長瀬川地区直会工区】

日程第4 議案第94号 安芸高田市営若者定住促進住宅条例

日程第5 議案第95号 安芸高田市下水道事業債減債基金条例

○松浦議長 日程第2、認定第1号、平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件から、日程第5、議案第95号、安芸高田市下水道事業債基金条例の件までの4件を一括議題といたします。

本4件は産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○渡辺委員長 議長。

○松浦議長 産業建設常任委員長 渡辺義則君。

○渡辺委員長 平成18年9月13日付で、本委員会に付託された議案審査の結果を次のとおり報告をいたします。

付託されました認定1件、議案3件、計4件の議案につき、9月21日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

認定第1号、平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件は、吉田給水区及び甲田給水区で運営しております、安芸高田市水道事業会計の平成17年度決算であります。決算の状況につきましては、決算書並びに監査意見書に詳しく述べられてあるとおりであります。委員会の審査を通じて質疑の集中した点は、まず、この夏発生した呉・江田島両市への送水管破損事故による断水事態を受けての、本市の管路の老朽化の問題であります。この件について執行部からは、管路の点検と更新は随時行っている。老朽管はあるが予算の範囲内で計画的に進めているとの答弁がありました。

また、2給水区の使用料の早期統一についての質疑に対しては、特別会計による他の水道事業もあり、一元的に統一する必要があるが課題が多であり目標年次が区切りがたいとの答弁でした。さらに未収金の問題については、給水停止等の法的措置により一定程度の成果を出しているが、毎年300万円程度と同額が続くということは固定的な部分があるのかとの質疑があり、不納欠損等も含め整理を進めているが、債権の消滅時効の判断に課題があり困難な部分もある。さらに

研究を進め、今後も未収金の解消に努めていくとの答弁がありました。

次に、議案第93号から議案第95号の3議案の審査においては、特に、本市の大きな課題である若者定住に関わる議案第94号、安芸高田市営若者定住促進住宅条例の件についての質疑が集中いたしました。この件は、高宮町で進めていた事業について、全市に対応する事業とするため、国からの指導も受け入居期間の削除や新たに管理運営のための住宅管理審議会や入居者選定委員会の設置などがうたわれております。質疑の主なものとしては、家賃等の免除規定や明渡滞納月数、さらに入居期間と譲渡の関係についてでありましたが、免除規定については生活保護法の基準の適用、明渡滞納月数については、大きな額では保証人への対応も困難とされること、入居期間と譲渡の関係では、明文化されていないが譲渡することも可能であるとの答弁がありました。

審議を尽くし、討論・採決を行った結果、付託を受けた認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決定し、議案93号から議案95号までの3件の議案についてはすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○松浦議長

以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認定第1号、平成17年度安芸高田市水道事業決算の認定についての件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり認定をされました。

続いて議案第93号、宇の区域の変更について、長瀬川地区直会工区の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第94号、安芸高田市営若者定住促進住宅条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決をされました。

続いて議案第95号、安芸高田市下水道事業債減債基金条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第90号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第96号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第8 請願第2号 高金利引き下げに関する請願について

○松 浦 議 長

日程第6、議案第90号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件から、日程第8、高金利引き下げに関する請願書についての件までを一括議題といたします。

本3件は総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○熊 高 委 員 長

議長。

○松 浦 議 長

総務企画常任委員長 熊高昌三君。

○熊 高 委 員 長

平成18年9月13日付で、総務企画常任委員会に付託されました議案、並びに平成18年9月20日付で付託されました請願の審査の結果を報告いたします。

付託されました議案第90号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第96号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例、高金利引き下げに関する請願書について、9月22日に本常任委員会を開催し、市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第90号、96号は原案のとおり可決すべきものと決し、請願については採択することと決しました。審査の中で、議案に対する質疑は議案第90号について集中し、非常勤特別職と高卒の職員を採用した場合の人件費の相違について、運用体制の見直しや市民の付託に今後どのようにこたえていかれるのか、財政面だけにとらわれず、雇用の確保や今後の消防組織体制の面からも若い職員を採用していくべきではないか、といった内容が主なものでございました。請願については、紹介議員の説明の後に各委員から順次意見を伺うとともに、県下並びに全国的な採択状況や意見書の提出状況について確認をいたしました。

その後、討論・採決を行った結果、付託された議案についてはすべて原案のとおり可決すべきものと決し、請願については採択とし議長を除く委員全員で意見書を提出することといたしました。

執行部におかれましては、本総務企画常任委員会で指摘された点を真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されるよう望み報告といたします。

○松浦議長

以上をもって委員長報告を終わります。

お諮りいたします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第96号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

これより高金利引き下げに関する請願の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり採択をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第91号 安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第92号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第11 議案第106号 安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

○松浦議長

日程第9、議案第91号、安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例の件から、日程第11、議案第106号、安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の件までの3件を一括議題といたします。

本3件は文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。

○今村委員長

議長。

○松浦議長

文教厚生常任委員長 今村義照君。

○今村委員長

文教厚生常任委員会の報告をいたします。

平成18年9月13日付で本委員会に付託された議案審査の結果を、次のとおり報告します。付託されました議案3件につき、9月26日に本常任委員会を開催し、市長、副市長並びに所管部局の部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。議案第91号、議案第106号については原案可決、また、議案第92号については原案否決と決しました。

議案第91号安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者制度を導入する上において、保育所のサービス・運営・保護者とのかかわり等の実態、経営状況等について、入所定員・対象について等の質疑があり、指定管理者については十分把握し対応するが、現在、問題としては聞いていない。また、入所定員は60名だが、定員の弾力化で25%は融通がきき75名までは入所できると

いう答弁でございました。地域づくり、まちづくり、行政改革などを十分検討し、とりかかるべきという意見がありましたが、将来、方向をにらみながら、長期展望にたった保育行政を考えていくべきと考えているという答弁もありました。審議を尽くし、討論・採決を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正において、障害児施設医療を除くということについては質疑があり、介護というのではなく医療を必要としている、医療型の重度心身障害者施設で受ける医療について対応とされているとの答弁でした。また、安易に、法律改正を受けて条例も変更するというのではなく、子育て支援や若者定住等大所高所から見た対応が必要であるという意見もございました。

その後、討論においては、1名の委員から、全体的に考えた場合には末端に負担が増える。一部は改正だが後は全部改悪であることから反対という意見がありました。採決を行った結果、可否同数となり、委員会条例第17条の規定により、委員長の採決により否決と決定いたしました。

議案第106号安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例につきましては、賛成多数で可決いたしました。

なお、執行部におかれましては、本文教厚生常任委員会で指摘された点につき真摯に受け止めていただき、今後の事務執行において十分反映されますよう強く望み報告を終わります。

○松浦議長

以上で委員長の報告を終わります。

お諮りします。

この際、委員長報告に対する質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

まず、本案に対する反対討論ですか。

○岡田議員

反対討論。

○松浦議長

発言を許します。

18番 岡田正信君。

○岡田議員

委員長が報告をいたしましたように、92号議案は同数の結果否決という報告でありました。この92号について反対するものでございます。

議案名にありますように健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ですが、委員会でも委員長が報告

しましたように健康法に係わる部分と、それから各乳幼児の問題、重度心身障害者の問題、5本の条例改正をこれに含んでおるわけですね。したがって、健康法に伴うのは出産手当金の30万円が35万円、この分は議案名のとおり改正になる。それじゃあとの4本はいろいろ委員会にもありましたけども、法律が変わったから条例の整理と言いますが、負担が増える方の文言が標準食事医療費とかあるいは住まいの関係の負担増とか高齢者に関係ありますけど、こういう条例が4本含んでおるわけです。したがって、こういういい面と悪い面が一緒になった議案名でございますから、全体的に考えればいいのがあるんですけども、悪い条例改正が含んでおるから、この92号については反対するものであります。

以上でございます。

○松浦議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
討論ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○松浦議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第91号、安芸高田市保育所条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

これより議案第92号、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案否決であります。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時28分 休憩

午前 10時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長 休憩を閉じ会議に入ります。

これより議案第106号、安芸高田市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求

めます。

〔起立多数〕

- 松浦議長 起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第107号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）

- 松浦議長 日程第12、議案第107号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

- 児玉市長 議案第107号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第4号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1千万円を追加し、予算の総額を217億2,213万円とするものでございます。歳入につきましては繰入金1億975万8千円、諸収入24万2千円をそれぞれ追加するものでございます。歳出につきましては、災害復旧費1億1千万円を追加するものでございます。先般の台風13号に関連した災害の復旧費でございます。

以上、よろしくご審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

- 松浦議長 以上をもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 新川文雄君。

- 新川総務部長 議案第107号につきまして要点のご説明を申し上げます。

このたびの追加補正につきましては、先月の台風13号の災害によります堆積土砂の除去及び緊急対応の復旧経費の補正をいたすものでございます。

補正予算書の6ページをお開き下さい。まず歳入でございますが、18款の繰入金につきましては応急的な災害復旧費経費の財源といたしまして、財政調整基金1億975万8千円を計上いたすものでございます。20款の諸収入でございますが、5項の雑入、4目の雑入でございます24万2千円の増額につきましては、台風13号によります保育所等の建物災害共済金でございます。

続きまして歳出予算の方でございますが、7ページをお開き下さいませ。11款の災害復旧費でございます。1項の農林水産施設災害復旧費、2目の農業施設災害復旧費300万円、及び3目の林業施設災害復旧費の300万円の農道・林道等の土砂堆積除去等の緊急復旧経費を計上いたすものでございます。2項の土木施設災害復旧費の1目の公共土木施設災害復旧費9,900万円の増額につきましては、補

助災害の本格復旧事業費の設計委託費を4,400万円、道路河川等の堆積土砂の撤去、また、応急復旧工事に係ります工事費といたしまして5,500万円を計上するものでございます。3項の公共施設災害復旧費でございます。1目の公共施設災害復旧費、500万円の増額につきましては、需用費といたしまして暴風によります美土里町のひまわり保育所、向原町のこぼと園の屋根雨漏り等の修繕費が48万4千円。工事費といたしましては、甲田町の市ヶ原共同墓地ののり面の崩壊復旧工事38万7千円、八千代中学校進入路等のり面復旧工事、八千代中央グラウンド及び吉田温水プール堆積土砂除去工事費、合わせまして351万6千円、原材料といたしましては体育施設等の真砂土の流失等が伴いまして原材料購入費といたしまして、100万円を計上いたすものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○松浦議長

これをもって要点の説明を終わります。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○今村議員

議長。

○松浦議長

16番 今村義照君。

○今村議員

歳入のことでお伺いをしたいと思ひます。緊急の場合で財調基金をこれに組み入れるわけでございますが、現在財調の残額がどれくらいなり、この案件が今年度の多分次に係わるんではないかと思ひますが、その予測ぶりをお聞きしたいと思ひます。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

財調基金の現在までの状況でございます。17年度決算額をもちまして、10億1,751万円でございます。このたび1億975万8千円の減額をさせていただいておりますが、18年度末の現在高の見込につきましては予算等の繰入金等も計上させていただいておりますけれども、6億7,800万等の見込を本年度見させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑ありますか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

2点についてお伺いしますが、まず1点は、緊急的な復旧の予算ということで非常に大事な予算だと思ひますが、台風13号が襲来して当日から翌日、それこそ緊急対応するという必要が出てきた状況もあ

ろうと思います。先般の建設部長にも他の場所で話をした経緯があるんですが、生活道等の緊急的な確保、こういった取り組みというのがどういった形でなされているのか、そういった予算の流れも含めて今回の予算との関係がどういうふうになっておるのか、特に緊急の生活道、いわゆるライフラインと言われるようなところに対する対応がどういった形でなされるのか、これは危機管理との形もあろうかと思いますが、それについても少し詳細にご説明願いたいと思います。

もう1点は、7ページの公共土木災害施設の災害復旧の関係の委託料の4,400万、この額が非常に大きなわけですけど実際の工事請負額等はかなりの差があるわけですけども、これの内容、こういったものだともう少し詳細にご説明を願いたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

まず、建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

1番目の緊急対応での生活道の確保ということで、大変大きな被害が起きた中で、それぞれ本所・支所等対応させていただきました。ただ、まだ市道の中で十分復旧してないところございますが、基本的には幹線の生活道につきましては、現在復旧すべく対応をしております。ただし、箇所もたくさんございますので、迂回路等あるものについては実際の災害査定を受ける中で応急復旧ということもやっておりますが、現在そこらの詳細については取りまとめ中でございます。特に高北農道、高北線につきましては、一部出口が県道勝田・吉田陥没しておりますが、迂回路等使って生活道の確保ということで今対応しておりますのでございます。それから全般的には災害の査定を受けてからということもございますので少し時間かかりますが、次の委託料のところにも係わってきますが4,400万、これは現在先般の全員協議会でご説明がございました箇所、概算でございますが、これにつきましては今整理をしている途中でございますが、これらは今後災害査定、国の査定を受ける必要がございます。これは現在のところ11月の中旬から12月ぐらいではなかろうかという、あくまでも我々の予測でございますが、そのための査定設計書、現地の測量等行う必要があるということでここへ全般の計上をさせていただいております。大体メーターあたりでの換算ということになりますので、概ね3,000メーター程度、箇所数の延長を合わせると今概算で見えておりますがその程度やる費用として見込んでいるものでございます。それから工事請負については先ほど総務部長ございましたように、緊急対応の河川、あるいは道路の土石の危険箇所の除去ということでございますので、全体の災害の被害数とはかなり差が出てきているのが現状でございます。

以上でございます。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

委託料については将来的な全体の中の設計委託料だというふうに、調査委託料だというように理解させていただきますが、生活道等の緊急復旧と言いますか、そういったものに対する取り組みというのは非常にいろいろ状況見ると遅いと思うんですね。当然安全を確保するためにある程度の復旧をしたなかで安全が確認をされて、通行できるという形にするのは行政の責任において必要だと思いますけど、毎日の生活の中で応急復旧をしたなかで、ある程度の安全を確保したなかで通行できるようにするとか、そういった取り組みが必要じゃないかという気がするんですね。さらには通行止め等、そういったことがどうしても必要だという場合においては、注意看板とか迂回路看板とかそういったものが設置されるべきだと思うんですね。前回そういった状況がかなり雑になっておるような気がするんですね。それによって二次災害の可能性もあろうと思うんですが、そこらの即対応という場面のそういった安全管理というんですかね、そういったものができていなかったような気がするんですね。そういったところを今後どのようにされるのか、その辺についてもう少し取り組みについて伺いたいと思います。

○松浦議長

今の質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまご指摘いただきましたが、緊急対応ということでそういう対応が十分でなかったという点については我々も反省をしておりますし、現在災害箇所等の確認を行うなかで、再度現地の再確認を行いそこらの対応については早急に対応したいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○金行議員

はい。

○松浦議長

12番 金行哲昭君。

○金行議員

はい、12番、金行。1点お聞きします。

先日29日に我々産業建設委員会は災害の箇所を回らせてもらったんですけど、非常に6町、八千代・吉田・甲田・向原と行かせてもらったんですけど、吉田・八千代の災害状況見まして非常に気の毒に思った次第です。県の関係の工事もありましょう。市の関係もありましょうが、この補正予算でその第2次災害が出ないようにそういう一時的な補修ができるのか、そこらが非常に懸念しておるんです。そこに災害受けられた方の慎重な意見など聞くと非常に不安でございます。その点建設部長どう思われているか。県の方ではそういう2次災害がおさまるような処置されていると思うんですが、その点2点お聞きします。

○松浦議長

ただいまの質問に対し答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回いわゆる民家の近く、あるいは道路等の緊急対応ということで、浚渫を主に上げさせていただいております。そういうなかで特に砂防河川が八千代の場合は多くいっております。護岸については県の方が責任を持つという管理権限がある堆積については、市の方でやるというのが国の方のそういう取り決めということになっておりますので、我々としましては、緊急の土砂についてこれはかなり膨大な量ございますので、その中の危険なところをまず取らせていただくと。そういう中で護岸等についてはまだこれから県の方とも調整というか、協議をさせていただく必要があろうと思いますが、そこらの対応について今年査定を受けてどういうふうになるかというようなことについてを協議を今週重ねるようにしているところでございます。大変住民の方、不安を持っておられるということで、そこらにつきましてはそれぞれ支所、あるいは本所の方でチェックをしながらやりたいというふうに思っておりますが、完全復旧というまでには今しばらく時間がかかりますので、それについてはまた住民の方に説明をしながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

○岡田議員

議長。

○松浦議長

18番 岡田正信君。

○岡田議員

7ページの、同僚議員が質問いたしましたけども、委託料の問題ですね、3,000メートルと言われたんですが、これはいったいどういうように表すのか。あくまで応急処置の関係も含むでしょうし、国や県の査定が確定してから、これの設計委託料も見積っておるというように私理解したわけですが、3,000メートルにはどういう単位を表すんですか。何を表すんですか。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

あくまでも3,000メートルというのは被災箇所延長がこの箇所は10メートルあると、それが全部足していったら3,000メートル、あくまでも概算での委託料の積算ということでそういう出し方でございます。被災箇所足していくと現在報告いただいたもの、現地調査したもの等でこの程度になるだろうと。ただこれは、まだ増減は出てくると思います。そういう箇所、いわゆる1カ所の中に何カ所崩れたところがあると。その査定の際には1カ所なんですが、中には何カ所も分かれている、そういう箇所もございます。それらもいわゆる概算的に積み上げさせていただいて、大体通常この程度、メートルあたり積算がいるということで、それに基づきまして業者の緊急対応、現地の測量、写真、あるいは設計ということを我々の方で指導しながら進めていくという内容でございます。

以上です。

○松浦議長

他に質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○入本議員

賛成討論です。

○松浦議長

反対討論ありませんね。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

賛成討論の発言を許します。

○入本議員

議長。

○松浦議長

14番 入本和男君。

○入本議員

このたびの災害につきましては、甲田の方の意見ですがかなり市民は我慢をしておられました。よその災害に比べてうちの方は小さいからと言って遠慮されて連絡されなかったこともありますし、これが夜間であったこともありました。そういう面につきまして、この予算対応におきましては問題は私はないんでありますけど、今後の課題が多く残ったということは事実だろうと思います。やはり被害を受けられた方はダムのおかげであってもダムのせいと言われるケースもあります。また河川の集積等にその流れのために逆流したという意見もございます。まさしく現状を見るとそのとおりだと思います。このたび、市民部の方におきましては、災害のゴミ対策につきまして、被災者の証明があれば無料という、対策を取られて結構なことだと思うんですが、今後そういう災害の時の具体的な例を市民に知らされればゴミが出たときに野焼きをされなくても、振興会等の互助会で対応ができるんではなかろうかと。また、このたびのゴミではきれいセンターならず支所の方で現在保管しているという状況ございますので、衛生的な面もございますので、その方の細部にわたる研究も必要かと思ひます。

このたびの夜間災害につきましてはやはり2次災害等もありますので、人員配置等、もう少し先の答弁にありましたようシミュレーション等具体的な訓練も今後必要かと思ひますので、連携部署と併せて強く要望するものでございます。今回の雨量も予測できなかったということございますけど、今後のシミュレーションに対しましては今回の雨量に対する2割、3割等の雨量を計算の上、予測したシミュレーションの対応の訓練を要望して、市民に安心安全を受けてより一層努力していきたいと思ひております。

以上、賛成討論で終わります。

○松浦議長

他に討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第107号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 「障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願」に係る閉会中の継続審査の件について

○松浦議長

続いて、日程第13、障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願に係る閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託されておりましたが、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第102条の規定により委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって本件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これより障害児の福祉・医療サービスの負担軽減と地域支援事業の充実を求める請願にかかる閉会中の継続審査についての件を起立により採決いたします。

本件は、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 発議第4号 高金利引き下げに関する意見書について

○松浦議長

日程第14、発議第4号、高金利引き下げに関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

1番 明木一悦君。

○明木議員

先ほど議案第8号で採択されました高金利引き下げに関する請願に対して発議するものです。

内容は国内・経済景気が二極化しているなかにおいて、一部の善良

な国民生活者にとって大きな負担となっております。貸金業者による高金利です。高金利に苦しみ、経済的に破綻し、自己破産、債務整理を行う国民は年々と増加の一步をたどるなかで、国民生活の安定を実現し、深刻を深める多重債務者問題を解決するために早急なる金利引き下げを求め、ここに発議し意見書を提出するものです。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。
ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより発議第4号、高金利引き下げに関する意見書についての件
を起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。
よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 発議第5号 次期定数改善計画の実施と義務教育  
費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

○松 浦 議 長

日程第15、発議第5号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国  
庫負担制度の堅持を求める意見書についての件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 塚本近君。

○塚 本 議 員

発議第5号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の  
堅持を求める意見書の提案理由を申し上げます。

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める  
意見書について提案理由の説明を行います。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤をつくるこ  
とによって極めて重要なことです。現在、児童生徒の実態に応じ、き  
め細やかな対応ができるようにするために少人数教育が実施され、大  
変有益であるとされています。教育予算の現状は先進各国に比べても  
決して十分とは言えません。

さらに、義務教育費国庫負担金については、本年度から国庫負担が  
2分の1から3分の1に縮減されています。この結果、教育予算の地  
方交付税に対する依存度が高まる一方で地方交付税の削減傾向は強ま  
り、教育予算を圧迫しています。全国的な教育水準の確保や地方財政

を圧迫させないためにも、国庫負担率を復元すべきです。このような観点から、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるため、意見書を提出するものです。

何とぞ、議員の皆様方のご理解をいただきますようお願いしあげ、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより発議第5号、次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。  
よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 発議第6号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書について

○松浦議長

日程第16、発議第6号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 渡辺義則君。

○渡辺議員

発議第6号、公共事業における建設労働者の適性な労働条件の確保に関する意見書について、提案理由を申し上げます。

建設業は日本の基幹産業として、今日までの経済活動と雇用機会の確保に貢献してまいりました。しかしながら、建設業における元請けと下請けという重層的な関係の中で、他の産業では常識とされている明確な賃金体系が現在も確保されず、仕事量の変動が直接施行単価や労務費の引き下げとして建設労働者の生活を不安定なものにしております。国においては、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の適切に行われることが衆参両院で付帯決議されました。諸外国では、公契約に係る賃金を確保する法律、いわゆる公契約法の制定が進んでいます。建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技術労働者の育成を図るためには、公共

事業における新たなルールづくりが必要です。

本意見書は建設労働者の適正な労働条件を確保するために、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定を検討することと、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の付帯決議議決の実効ある施策を図られるよう求めるものであります。

何とぞ議員の皆様のご理解をいただき、ご決議賜われますようよろしくお願いいたし、提案理由の説明といたします。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって本件は、原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 閉会中の継続調査の件について

○松浦議長

日程第17、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び各常任委員長からの所管事務に係わる閉会中の継続調査の申し出については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査の申し出についてはこれを承認することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年第3回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。ご苦労様ございました。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員